



事務連絡
令和3年2月17日

各関係団体の長 殿



三重労働局雇用環境・均等室長

春季における年次有給休暇の取得促進に係る協力依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和元年に 56.3% と、前年より 3.9% 上昇し、過去最高となったものの、依然として、政府目標である 70% とは大きな乖離があります。

年休の取得促進については「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、また、労働基準法の改正により、平成 31 年 4 月から、全ての企業において年 10 日以上の年休が付与される労働者に対する年 5 日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度（※1）の導入や労働者の様々な実情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※2）が効果的です。

このため、厚生労働省では、この春における年休取得の気運の醸成を図るために、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴団体におかれましても、この趣旨をご理解の上、同封するリーフレット等による周知や、別添の「掲載文例」を参考に貴団体の広報紙またはホームページへ掲載していただく等の方法により、ご協力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、掲載文例やリーフレット等の電子データが必要な場合には、下記担当までご連絡ください。

また、本件について、広報誌・HP 等へ掲載されました際は、参考までに下記担当までご連絡いただければ、幸いに存じます。

（参考）

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（裏面に続く）

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が平成31年調査では4.7ポイント高くなっています。

また、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は、令和2年調査では43.2%と、前年調査より21.0ポイント増加しています。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

電話059-226-2110

担当： 笹本・杉山